

件名	愛媛県高等学校等修学支援基金条例
主管課	教育総務課教職員厚生室
根拠法令等	
<p>【制定の概要】</p> <p>高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金を原資とする基金の設置</p> <p>1 設置</p> <p><u>経済的理由によって修学が困難な高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程の生徒に対する支援</u>に要する経費の財源に充てるため、高等学校等修学支援基金を設置する。</p> <p>2 積立て</p> <p>一般会計歳入歳出予算で定める額</p> <p>3 管理</p> <p>現金は、最も確実かつ有利な方法により保管</p> <p>4 運用益金の処理</p> <p>収益は、予算に計上して、基金に編入する。</p> <p>5 処分</p> <p>目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>6 繰替運用</p> <p>財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>	
施行日	公布の日（平成24年3月31日限り失効。ただし、精算について、条例の規定は、同年6月30日までの間で精算が完了する日まで効力を有する。）
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 事業実施主体 県</p> <p>2 事業実施期間 平成21～23年度（3年間）</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) <u>私立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の生徒に対する授業料減免措置に係る補助事業</u></p> <p>（既存事業：私立高等学校就学促進事業費補助金）</p> <p>(2) <u>高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む。）の生徒に係る奨学金事業</u></p> <p>（既存事業：愛媛県奨学資金特別会計貸付金）</p> <p>4 基金の残額の処分</p> <p>基金は平成24年3月31日限りで廃止し、残余額があるときは同年6月30日までに国庫に納付する。</p>	